

# 組合員のための休暇・権利 ミニノート

2025年4月  
都立病院労組

都立病院労組では、「法人の休暇制度等についてわかる資料がほしい」といった組合員の皆さんの声に応じて、この「ミニノート」を作成しました。

ぜひご活用ください。

## <目次>

- ★年休・夏休・慶弔休暇→法人の休暇・休業制度（一覧）①
- ★病気休暇など →法人の休暇・休業制度（一覧）②
- ★長期勤続休暇など →法人の休暇・休業制度（一覧）③
- ★出産・育児関係 →法人の休暇・休業制度（一覧）④～⑥
  - \* 「保育料助成制度」について
- ★介護関係 →法人の休暇・休業制度（一覧）⑦
  - \* 育児・介護で利用できる制度と働き方の例
- ★その他の休暇 →法人の休暇・休業制度（一覧）⑧～⑪

\* 「新しい人事給与制度 原案」 「職員の勤務時間、休暇、休業等に関する要綱」に基づき作成しています。

# 法人の休暇・休業等制度(一覧)①

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
年次有給休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員の請求する時季に与えられる年間一定日数の休暇</li> <li>◆ 初年度は採用日に付与。次年度以降は4月1日に付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図1(法人職員)・図2(病院職員)のとおり</li> <li>○ 繰越可</li> </ul> 時間又は半日単位可、時間休取得数については制限なし	○	○	○	○	○	○
夏季休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合に付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図3(夏季休暇)のとおり</li> <li>○ 6/1から10/31までの間</li> <li>○ 5日以内で勤務時間に応じて付与(日単位)</li> </ul>	○	○	○	○	○	○
慶弔休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合等の勤務しないことが相当と認められる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚:6カ月以内に引き続く7日</li> <li>○ 死亡:配偶者10日、父母7日など</li> </ul>	○	○	○	○	○	○

図1 (法人職員) 図2 (病院職員)

採用月	法人職員
4月	20
5月	18
6月	17
7月	15
8月	13
9月	12
10月	10
11月	8
12月	7
1月	5
2月	3
3月	2

	週28時間 以上	週28時間未満					
		週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	
勤続年数	採用日~1年未満	10日	10日	7日	5日	3日	1日
	1年以上2年未満	11日	11日	8日	6日	4日	2日
	2年以上3年未満	12日	12日	9日	6日	4日	2日
	3年以上4年未満	14日	14日	10日	8日	5日	2日
	4年以上5年未満	16日	16日	12日	9日	6日	3日
	5年以上6年未満	18日	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	20日	15日	11日	7日	3日

図3 (夏季休暇)

	週当たり 所定時間数	夏休 付与日数
フルタイム 法人職員	-	5日
フルタイム 法人職員以外 ※	31h超	5日
	23.25h超 31h以下	4日
	15.5h超 23.25h以下	3日
	7.75h超 15.5h以下	2日
	7.75h以下	1日

※  
フルタイム法人職員以外...  
育児介護短時間勤務者、  
短時間法人職員、  
任期付法人職員、  
病院職員、  
レジデント、  
短時間病院職員

# 慶弔休暇の範囲と日数

下記の表の「配偶者」は全て「パートナーシップ関係の相手方」と読みかえ可能です。  
(同じ日数を取得できます)

関係者	日数
配偶者	10 日
父母	7 日
子	7 日
祖父母	3 日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、7 日)
孫	2 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、7 日)
おい又はめい	1 日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日 (職員と生計を一にしていた場合は、7 日)
子の配偶者又は配偶者の子	3 日 (職員と生計を一にしていた場合は、7 日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日 (職員と生計を一にしていた場合は、3 日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日 (職員と生計を一にしていた場合は、3 日)
おじ又はおばの配偶者	1 日

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)②

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
事故休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できない時</li> <li>・ 感染症予防法等による就業制限</li> <li>・ 災害による交通遮断</li> <li>・ その他交通機関の事故等の不可抗力による原因</li> </ul>	○ 必要と認める時間又は日数	○	○	○	○	○	○
災害休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合</li> </ul>	○ 7日以内	○	○	○	○	○	○
病気休暇	休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</li> </ul> <p>※ 不妊治療も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要最小限度の期間</li> <li>○ 事由により時間単位の取得可</li> </ul>	○	○	○	○	○	○
病気休職	休職	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人職員・無期転換:原則1年間の通算病気休暇が90日に達する日の翌日から3年以内の期間</li> <li>○ 有期雇用:1年以内、ただし契約満了日が先に到来した場合はその日まで</li> </ul>	1年目 8割	1年目 8割	1年目 8割	無給	無給	1年目 8割
				2年目 ～ 無給	2年目 ～ 無給	2年目 ～ 無給			2年目 ～ 無給

# 病気休暇・時間単位でとれる場合

- ・ 慢性の腎臓疾患のため、定期的に人工透析を受ける必要がある場合
- ・ おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度により、B型肝炎及びC型肝炎に対するインターフェロン治療並びにこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合
- ・ おおむね1月以上の期間にわたり2週に1回以上の頻度により、がんに対する抗がん剤、放射線による治療及びこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合
- ・ おおむね1月以上の期間にわたり週1回以上の頻度により、不妊症又は不育症に係る各種検査及び治療を受ける必要がある場合

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)③

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
生理休暇	休暇	◆ 生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として女性職員が請求した場合	○ 必要な期間 (ただし、有給は引き続き2日まで) (病院職員は勤務日の振替を原則とする)	○ (引き続く2日まで)	○ (引き続く2日まで)	無給	○ (引き続く2日まで)	無給	○ (引き続く2日まで)
公民権行使等休暇	休暇	◆ 選挙権その他公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うため	○ 必要と認める時間又は日数	○	○	○	○	○	○
長期勤続休暇	休暇	◆ 長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するために勤務しないことが相当であると認められる場合	○ 15年：引き続き2日以内 ○ 25年：引き続き5日以内	○	○	○	—	—	—
ボランティア休暇	休暇	◆ 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、勤務をしないことが相当と認められる場合	○ 5日以内で勤務時間に応じて付与(日単位)	○	○	無給	無給	無給	無給
配偶者同行休業	休業	◆ 6月以上にわたって配偶者の外国での勤務等が継続することが見込まれる場合、配偶者に同行するため	○ 3年以内	無給	—	—	—	—	—
外国機関招聘休職	休職	◆ 外国の政府等の招きにより、職務と関連がある機関の業務に従事する場合	○ 3年以内	○ (7割)	—	—	—	—	—
生死不明休職	休職	◆ 水難、火災その他の災害により生死不明となった場合	○ 公務上：有給 公務外：7割 ○ 法人職員・無期職員は3年、有期職員は1年以内	○ (3年)	○ (3年)	○ (3年)	○ (1年)	○ (1年)	○ (3年)

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)④

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
妊娠出産休暇	休暇	◆ 女性職員に対し産前産後の休養として付与	○ 16週間(多胎妊娠は24週間)	○	○	○	○	○	○
妊娠症状対応休暇	休暇	◆ 妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合	○ 10日以内 (短時間職員は勤務日の振替を原則とする)	○	○	無給	○	無給	○
出産支援休暇	休暇	◆ 配偶者の出産に当たり、子の養育、家事等を行うため	○ 7日間(時間単位可)  第1子の場合: 出産の直前または出産の日の翌日から起算して1年  上に中学校就学前の子がいる場合: 出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は16週間前)から出産の日後1年を経過するまで	○	○	○	○	○	○
保育時間休暇	休暇	◆ 生後1年3箇月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	○ 業務の始めもしくは終わり又は中途に1日2回45分 ○ 育児時間を含めて実勤務時間が4時間以内の場合は、1日1回45分	○	○	無給	○	無給	○

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑤

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
早期流産休暇	休暇	◆ 妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため勤務することが困難な場合	○ 引き続き7日以内 (短時間職員は勤務日の振替を原則とする)	○	○	無給	○	無給	○
母子保健健診休暇	休暇	◆ 妊娠中又は出産後1年未満の女性職員が健康診査又は保健指導を受ける場合付与	○ 妊娠中9回、出産後1回又は妊娠中10回	○	○	○	○	○	○
妊婦通勤時間休暇	休暇	◆ 妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるため付与	○ 勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲 ○ 1日の勤務時間4時間以下の日は、30分を超えない範囲内	○	○	○	○	○	○
子どもの看護等休暇	休暇	◆ 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため又は予防接種若しくは健康診断、式典参加(入園・卒園式、入学・卒業式)、感染症に伴う学級閉鎖等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	○ 5日以内(子が複数の場合は10日以内) ○ 時間単位での取得可 ○ 4/1を基準日とする	○	○	無給	○	無給	○
児童手当受給休暇	休暇	◆ 市区町村に児童手当の申請手続きを行うための休暇	○ 必要と認める時間	○	○	無給	無給	無給	無給

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑥

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
育児時間	勤務時間の短縮	◆ 子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度	<p>【法人職員】小学校第三学年までの子</p> <p>【病院職員】小学校就学の始期に達するまでの子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位とし、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間以内</li> <li>○ 介護時間・保育時間休暇と併用する場合は合算</li> </ul>	無給	無給	無給	無給	無給	無給
育児短時間勤務	勤務時間の短縮	◆ 中学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常時勤務を要する職を占めたまま、希望する日及び時間帯において勤務することができる	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3時間55分×5日</li> <li>2. 4時間55分×5日</li> <li>3. 7時間45分×3日</li> <li>4. 7時間45分×2日+3時間55分×1日</li> <li>5. 5時間45分×5日</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短縮分は無給</li> <li>• 勤務時間/38時間45分で支給</li> </ul>	無給	—	—	—	—	—
育児休業	休業	<p>◆ 子を養育するため</p> <p>★令和4年の育児介護休業法の改正に対応(有期雇用の場合の、1年以上雇用されていること条件は廃止)</p>	<p>【法人職員】子が3歳に達するまで</p> <p>【病院職員】子が1歳(延長で1歳6箇月、再延長で2歳)に達する日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子が1歳6か月(更新される場合には、2歳)に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了する</li> <li>② 週2日以下かつ週15時間30分以下</li> </ol> </li> </ul>	無給	無給	無給	無給	無給	無給

## 保育料助成制度について

- ・年度途中の職場復帰等により高額な保育サービスを利用せざるを得ない職員や、住所の理由等により、院内保育室を利用することが難しい職員などへの、支援制度があります。

### 保育料助成制度

職種	助成対象	助成額	上限額
全職種	<p>職員と同居する小学校就学前の児童が利用する以下のもの</p> <p>認可保育所、認証保育所、その他の保育施設（院内保育室を除く）、家庭福祉員、ベビーシッターが提供する保育サービスに係る利用料（延長保育及び一時保育を含む。）</p>	<p>東京都立病院院内保育室保育料徴収基準に定める以下の保育料を超える金額（区市町村の補助額を除く）</p> <p>（参考）現行の院内保育室保育料                      第1子                      月額31,000円を超える金額                      第2子以降                      月額15,500円を超える金額</p>	<p>児童1人当たり                      月額50,000円</p>

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑦

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
介護休業	休業	◆ 要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内において、必要と認められる期間及び回数(変更なし)</li> <li>○ 93日の期間経過後であっても、当該年度末までの更に2回まで承認可(ただし、合算して最大93日)</li> <li>○ 以下のいずれかに該当する場合は対象外                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 93日以内に雇用契約が終了</li> <li>② 週2日以下かつ週15時間30分以下</li> </ul> </li> </ul>	無給	無給	無給	無給	無給	無給
介護時間	勤務時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 要介護者を介護するため、勤務しないことが相当と認められる場合</li> <li>◆ 多様な勤務時間が想定されることから、短縮できるのは1日の勤務時間から5時間45分を減じた範囲内とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連続する3年の期間内において承認(介護休業を承認されている期間内は介護休業で対応)</li> <li>○ 勤務時間の始め又は終わりについて、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内(保育時間休暇または育児時間と併用する場合は合算)</li> <li>○ 以下に該当する場合は対象外                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 週2日以下かつ週15時間30分以下</li> </ul> </li> </ul>	無給	無給	無給	無給	無給	無給
介護休暇	休暇	◆ 要介護者の介護、要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5日(要介護者が複数の場合は10日)以内</li> <li>○ 時間単位での取得可</li> <li>○ 4/1を基準日とする</li> </ul>	○	○	無給	○	無給	○
介護短時間勤務	勤務時間の短縮	◆ 要介護者である家族を介護するため、常時要する職を占めたまま、希望する日及び時間帯において勤務することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 28時間45分/週</li> <li>• 短縮分は無給</li> <li>• 勤務時間/38時間45分で支給</li> <li>• 対象家族1人につき連続する3年の期間内において2回まで</li> </ul>	無給	—	—	—	—	—

## 育児や介護で利用できる休暇・休業等制度

【現在、育児・介護で下記のような制度が利用できます。】

### 【育児との両立のため利用できる制度】

名称	勤務時間/週	取得可能期間
育児短時間勤務	19時間25分 19時間35分 23時間15分 24時間35分 28時間45分	中学校就学の 始期まで
短時間法人職員	1日につき最大2時 間、週当たり最大 1日短縮可	中学校就学の 始期まで
育児時間 (現・部分休業)	業務の始め又は終 わりに2時間まで短 縮可	小学校第三学年 まで
保育時間休暇 (現・育児時間)	1日2回、1回30分以 上 1日につき90分まで	1歳3カ月に 達するまで
育児休業	—	3歳に達するまで

### 【介護との両立のため利用できる制度】

名称	勤務時間/週	取得可能期間
介護短時間勤務	28時間45分	連続する3年の 期間内に2回まで
短時間法人職員	1日につき最大2時 間、週当たり最大1 日短縮可	必要と認められる 期間
介護時間	業務の始め又は終 わりに2時間まで短 縮可	連続する3年以内
介護休暇 (現・短期の介護休暇)	—	年5日
介護休業	1日2回、1回30分以 上 1日につき90分まで	通算180日まで 13

## 働き方の例(育児・介護)

Q1. 育児・介護を理由に短時間勤務をする場合、「育児・介護短時間勤務」と「短時間法人職員」の違いは？

A1. 取得できる勤務時間数、社会保険、賞与や退職手当への影響が異なります。

	医療保険	年金	例月給	賞与	退職手当
育児・介護短時間勤務	共済	共済	勤務時間に応じた減額あり	勤務時間に応じた減額あり	減額なし
短時間法人職員	R4.7~協会けんぽ R4.10~共済	厚生年金	(勤務時間が同じであれば同じ額となる)	(短時間法人職員より育児・介護短時間勤務の方が減額率が低くなる)	勤務時間に応じた減額あり
	勤務時間数		勤務の例		
育児・介護短時間勤務	指定されたパターンから取得 19時間25分・19時間35分・23時間15分・24時間35分・28時間45分 ※介護は28時間45分のみ		【育児短時間勤務(週19:25時間勤務)の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>3時間55分×5日(官庁執務型)</li> <li>19時間25分を週の中で割振る(交代制勤務職場)</li> </ul>		
短時間法人職員	週28時間以上で原則以下の条件内 <ul style="list-style-type: none"> <li>1日2時間まで短縮可</li> <li>1日短縮可(週4日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>月～木曜日:7.75時間、金曜日:5.75時間勤務</li> <li>月～木曜日:7時間勤務</li> </ul>		

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑧

名称	区分	制度概要	日数	有給・無給					
				法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
					任病	短病	任病	短病	
刑事休職	休職	◆ 刑事事件に関し起訴された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その事件が裁判所に係属する期間</li> <li>○ ただし、契約終了日が判決より前の場合は契約終了日まで</li> </ul>	○ (6割)	○ (6割)	○ (6割)	無給	無給	○ (6割)
免許停止等休職	休職	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 資格職の根幹をなす免許等が一定期間停止になった場合</li> <li>◆ 医療事故、コンプライアンス違反等の当事者等となった場合で、事実確認中であり診療行為等患者に接する業務を行うことが適切でない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免許停止の場合:免許・資格が回復するまで</li> <li>○ 事実確認の場合:調査に係属する期間</li> <li>○ ただし、契約終了日が先に到来した場合は、契約終了日まで</li> </ul>	○ (6割)	○ (6割)	○ (6割)	無給	無給	○ (6割)
学術休業	休業	◆ 調査、研究、進学等のため一定期間職務を離れる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究の場合:3年以内</li> <li>○ 進学の場合:1年以内(延長可)</li> <li>○ 病院経営に特に資するもの(医師等):7割</li> <li>○ 職務と深く関連があるもの:5割</li> <li>○ それ以外:無給</li> </ul> <p>※ 資格取得支援制度等により研修扱いとなる場合は除く</p>	有給 無給	—	—	—	—	—
在籍専従休職	休職	◆ 「労働組合の役員として専ら従事する場合」とする	○ 必要と認める期間	無給	無給	無給	無給	無給	無給

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑨

名称	制度概要 (特別休暇の基準は職免に基づく)	日数	有給・無給					
			法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント
				任病	短病	任病	短病	
自己研修 休暇	地方独立行政法人東京都立病院機構研修要綱に基づく研修を除き、当該職員の職務に関連性を有する研修として理事長が認めるもの(国内で実施されるものに限る。)に参加する場合	職務に支障のない範囲で必要と認められる期間	○	○	無給	無給	無給	○
公益従事 休暇	国、地方公共団体その他の公共団体又はその職務との関連を有する公益に関する団体(以下「公益団体等」という。)の事業又は事務に従事する場合(国内で従事する場合に限る。)	職務に支障のない範囲で必要と認められる期間	○	○	無給	無給	無給	無給
講義講演 休暇	公益団体等が主催する講演会等において講演等を行う場合又は学校その他の教育機関で講義を行う場合(国内で従事する場合に限る。)	略	○	○	無給	無給	無給	無給
特別休暇 演題発表 聴講休暇	次に掲げる講演会等(国内で実施されるものに限る。)を聴講する場合又は当該講演会等で演題発表を行う場合	略	○	○	無給	無給	無給	無給
	ア 法人が法人の職員を対象として主催する講演会等 イ 国、地方公共団体が主催するもの若しくは自己の職務と密接な関係を有する学術研究団体の主催する講演、研究発表のうち、職務遂行上有益なもの							
外国研修 講演等 休暇	自己研修休暇、公益従事休暇、講義講演休暇又は演題発表聴講休暇の承認の対象となる行為を外国において行う場合	略	○	○	無給	無給	無給	○
昇任試験 等受験 休暇	職員がその職務遂行上必要なものとして理事長が認める資格試験、昇任試験等を受験する場合	必要と認められる時間	○	○	無給	無給	無給	○

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑩

名称	制度概要 (特別休暇の基準は職免に基づく)	日数	有給・無給						
			法人職員	無期転換		有期雇用		リブレント	
				任病	短病	任病	短病		
特別休暇	宿直軽減 休暇	医師又は歯科医師である職員が繁忙度の高い宿直勤務を行うことによる精神的又は肉体的な疲労の回復を図り診療業務を安全に行うために、勤務を軽減する必要がある場合	略	○	○	無給	○	無給	○
	妊娠等 医師指導 休暇	妊娠中及び出産後1年を経過していない職員が、医師又は助産師の指導に基づいて、休養、業務の負担軽減等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合	医師等の指導に従い、必要と認められる時間	○	○	無給	○	無給	○
	医療連携 休暇	医療連携を目的とした外勤(他の医療機関において、所属する病院での業務と同様の業務に従事することをいう。)として理事長が認めるものを行う場合	略	○	-	-	-	-	-
	骨髄提供 休暇	骨髄提供及び献血を希望する職員が、骨髄バンク事業(公益財団法人日本骨髄バンクが日本赤十字社の協力を得て実施するものをいう。)に係る骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供(登録及び提供のために必要な検査等を受ける場合を含む。)及び献血(日本赤十字社が実施する血液事業をいう。)を行うために医療機関等に行く場合	略	○	○	無給	無給	無給	○
	労働組合 従事休暇	労働組合による団体交渉に参加する場合又は労働組合の運営のために特に必要な限度内であらかじめ労働組合が許可を受けた場合において、その許可に係る業務に参加する場合	必要と認められる時間	○	○	無給	無給	無給	○
	元気回復 休暇	元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって法人が主催する元気回復行事及び法人職員の福利厚生の一環として、法人が主催し又は共催する福利厚生事業に参加する場合	1の年度につき15時間30分以内で必要と認められる期間	○	○	無給	無給	無給	○

## 法人の休暇・休業等制度(一覧)⑪

名称	制度概要 (特別休暇の基準は職免に基づく)	日数	有給・無給						
			法人職員	無期転換		有期雇用		レジデント	
				任病	短病	任病	短病		
労働組合選挙 休暇	労働組合の本部、支部又は分会の役員が選ばれる場合、次に掲げるものを行う場合 ア 選挙運動 イ 投票管理者、投票立会人、名簿対照、用紙交付及び開票立会人の業務 ウ 投票	略	○	○	無給	○	無給	○	
公職選挙休暇	公職の候補者として選挙運動をする場合	略	○	○	無給	無給	無給	○	
共済選挙休暇	東京都職員共済組合の組合員議員の選挙が行われる場合で、法人職員が次に掲げるものを行うとき ア 選挙運動 イ 投票	略	○	○	無給	無給	無給	○	
特別 休暇	勤務 軽減休暇	ア 法人職員就業規則第58条第1項(再任用職員就業規則第21条の規定において準用する場合をむ。)又は病院職員就業規則第23条の規定による病気休職が終了し、医師の診断等に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合 イ 30日以上の病気休暇の期間が終了し、医師の診断に等基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合	ア 引き続き3月以内の必要な期間において、1日について4時間以内	○	○	無給	○	無給	○
	有害業務休暇	有害な業務に起因する疾病に対する措置として勤務の軽減措置が必要と認められる場合	引き続き3月以内の必要な期間において、1日について2時間又は4時間	○	○	○	○	○	○
	救急指導 業務休暇	東京消防庁災害救急情報センターにおいて救急隊指導医の業務に従事する場合	略	○	○	無給	無給	無給	○
共済人間ドック 休暇	正規の勤務時間が割り振られている日(休日又は代休日を除く。)に、東京都職員共済組合が実施する人間ドック助成を利用して、人間ドックを受診する場合	当該助成の各利用機会において1の年度につき1日	○	○	無給	無給	無給	○	
代償休暇	第8条の2から第8条の5までの規定に基づき、対象医師、特定管理医師又は特定臨床研修医について、代償休息等を確保する必要がある場合	略	○	○	○	○	○	○	